『税理士 2013年8月 第63回試験予想 ラストスパート模試 消費税法』(2013年5月29日 初版第1刷)

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。

お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「読者の方へ」】にて訂正資料等の最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいますようお願い致します。

2013.6.5

| 回数 | | ページ | 訂正箇所 | 誤 | 正 | 備考 |
|------|-------|------|---|--|---|-----------|
| 第二回問 | 問題 | F2 | 1行目 | 平成23年2月20日 | <u>平成18年</u> 2月20日 | 2013.06.5 |
| | | F3 | 【資料】1 1行目 | ~次のとおりである。 | 〜次のとおりであり、前々々事業年度及び 前々事業年度は課税事業者に該当する。 | 2013.06.5 |
| | | F3 | 【資料】1 表中 | 設立事業年度 | <u>前々々</u> 事業年度 | 2013.06.5 |
| | | F8 | 【資料】3(9)⑤(二) 1行目 | 設立時に締結した | 削除 | 2013.06.5 |
| | | F10 | 4行目 | ~課税仕入れに該当しない。 | <u>~資産の譲渡等</u> に該当しない。 | 2013.06.5 |
| | | F10 | 【資料】4 1行目 | 設立時(平成23年2月20日)に~ | <u>平成23年2月20日に〜</u> | 2013.06.5 |
| | 解答·解説 | P.7 | 〈解答〉〔納税義務の有無の判定〕 計算過程欄 | 【設立事業年度】及び【前々事業年度】の箇所を削除 | | 2013.06.5 |
| | | | 〈解答〉計算過程欄 ③課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡 等に共通して要するもの 1行目 | 716,625円 | 716,625円★ <u>(※配点2点追加)</u> | 2013.06.5 |
| | | P.13 | 〈解説〉1 納税義務の有無の判定 | (1)設立事業年度及び前々事業年度の箇所を削除 ※これに伴い、解説文の()番号が1つずつ繰り上がります。 | | 2013.06.5 |
| | | P.13 | 13行目 | 〈新設法人の場合の納税義務の規定の適用関係〉の箇所を削除 | | 2013.06.5 |
| | | P.20 | 〈解説〉5(1)② 2行目 | 本問では、設立事業年度~ | 本問では、 <u>前々々</u> 事業年度~ | 2013.06.5 |
| | 答案用紙 | P.78 | 〔納税義務の有無の判定〕 計算過程欄 | 【設立事業年度】及び【前々事業年度】の箇所を削除 | | 2013.06.5 |

[※] 第1回は、訂正を反映した「問題、解答・解説、答案用紙」を閲覧・ダウンロードできます。弊社HPをご参照くださいますようお願い致します。

| 第2回第二問 | 解答•解説 | P.31 | 〈解答〉〔納税義務の有無の判定〕 計算過程欄(1)②合併後 ロ 合併の判定 | >10,000,000円 | 17,528,571円× 12=17,528,570円 >10,000,000円 | 2013.06.5 |
|--------|-------|------|---|--------------|---|-----------|
| | | P.31 | 〈解答〉〔納税義務の有無の判定〕 計算過程欄(2)③合併の判定 | >10,000,000円 | 13,632,857円× 12/12 = 13,632,856円 >10,000,000円 | 2013.06.5 |